

新潟県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第63号

新潟県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県食品衛生法施行条例</u>（平成11年新潟県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p><b>第17条</b> <u>条例第6条</u>の規定による届出は、別記第12号様式によるものとする。</p> <p><b>第12号様式</b>（第17条関係） 廃業（休業・復業）届出書 (略) 廃業（休業・復業）したので、<u>新潟県食品衛生法施行条例第6条</u>の規定により届け出ます。 (略)</p> <p><b>第13号様式</b>（第18条関係） 食品衛生責任者設置（変更）届出書 (略) 食品衛生責任者を設置（変更）したので、<u>新潟県食品衛生法施行条例別表第1の1第9号イ</u>の規定により届け出ます。 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例</u>（平成11年新潟県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p><b>第17条</b> <u>条例第5条</u>の規定による届出は、別記第12号様式によるものとする。</p> <p><b>第12号様式</b>（第17条関係） 廃業（休業・復業）届出書 (略) 廃業（休業・復業）したので、<u>新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例第5条</u>の規定により届け出ます。 (略)</p> <p><b>第13号様式</b>（第18条関係） 食品衛生責任者設置（変更）届出書 (略) 食品衛生責任者を設置（変更）したので、<u>新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例別表第1の1第9号イ</u>の規定により届け出ます。 (略)</p>

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。